

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件

厚生労働省告示第二百三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その住所及び試験検査を行う事業所の所在地の表記を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和四年七月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の住所の変更

登録番号	氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
一三〇	愛媛県立衛生環境研究所	愛媛県松山市三番町八丁目二百三十四番地	愛媛県東温市見奈良一五四五番地四	令和四年四月一日

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関の試験検査を行う事業所の所在地の変更

登録番号	氏名又は名称	変更前の試験検査を行う事業所の所在地	変更後の試験検査を行う事業所の所在地	変更年月日
一三〇	愛媛県立衛生環境研究所	愛媛県松山市三番町八丁目二百三十四番地	愛媛県東温市見奈良一五四五番地四	令和四年四月一日